

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（5）

臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により，次のとおり臨時に代理したので，同条第 2 項の規定により報告する。

2015 年（平成 27 年）4 月 22 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので，藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により，藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について，次のとおり臨時に代理する。

2015 年（平成 27 年）3 月 27 日

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則を次のように改正する。

2015年（平成27年）3月27日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2015年（平成27年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、いじめ問題調査委員会及びアートスペース運営協議会の設置に伴い、教育長に対する事務の委任に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

藤沢市教育委員会

委員長 井上公基

藤沢市教育委員会規則第7号

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「教科用図書採択審議会委員」の次に「，いじめ問題調査委員会委員」を，「市民ギャラリー運営協議会委員」の次に「，アートスペース運営協議会委員」を加える。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(13) 社会教育委員，スポーツ推進審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，<u>いじめ問題調査委員会委員</u>，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員，<u>アートスペース運営協議会委員</u>及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(13) 社会教育委員，スポーツ推進審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。</p>